

令和7年 第12回 定例教育委員会

令和7年12月18日（木）
午後5時00分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言 教育長

2 挨拶

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係 ······ P1

令和7年12月宮代町議会定例会関係

ア 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について

イ 一般質問の概要について

(2) 学校教育関係 ······ P4

ア 1月の行事予定について

イ 1月の事業予定について

(3) 生涯学習関係

ア 1月の事業予定について ······ P6

5 審議案件

議案第24号

宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室実施要綱の制定について ······ P7

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和7年12月宮代町議会定例会関係

ア 令和7年度一般会計補正予算(第4号)について

教育関係補正予算の概要 原案可決

■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内 容
小中学校適正配置事業	4,149	須賀小学校再整備に係る建設木材を分離発注するための、発注支援業務委託費
奨学資金事業	5	育英基金利子の増に伴う基金利子の積立
小学校施設管理事業	8,766	百間小学校への発達障害・情緒障害通級指導教室設置に伴う設計費及び工事費 (6,655千円) 空調使用頻度増加に伴うガス代の増額 (2,111千円)
中学校施設管理事業	675	空調使用頻度増加に伴うガス代の増額
社会体育施設維持管理事業	482	学校開放における体育館空調設備利用カードの作成費
学校給食運営管理事業	9,828	食材費高騰に伴う賄材料費の増額 (3,943千円) 給食センター調理場空調設備設置に係る設計費 (5,885千円)
合 計	23,905	

イ 一般質問の概要について

通告 2号 土渕 保美 議員

1 スポーツフェスティバルについて

今回も好天に恵まれて、スポーツフェスティバルを開催する事が出来ました。今年は、日本で陸上競技の世界選手権をはじめとする多くのスポーツの祭典が繰り広げられ、熱いさなか、選手たちは、私たちに多くの感動を与えてくれたことは、記憶に新しいところであります。また、聴覚障害者によるデフリンピックが開催され、ハンディキャップを乗り越えての姿に勇気をいただいたところでもあります。そこで伺います。

①参加人数、そして過去2年間の指摘や反省点などは、クリアできたのか。

②個人参加の競技が多い中、今年は団体競技の玉入れが導入されたが、その成果は。

通告 3号 鈴木 次男 議員

2 町の雑草等の問題について

宮代町では、特に公園や空き地における雑草の繁茂が問題となっており、町民からの苦情や改善要望が寄せられています。町は年2～3回の除草作業を実施していますが、繁茂の早い場所では対応が追いつかないケースもあります。過去には、町長への手紙で住民から「災害時の避難場所としても使えない」との指摘があり、町長自ら現地確認を実施した経緯があります。

また、今年の町長の手紙にも道路に覆い被さる樹木の対応について町民からの要望が有りました。さらに町のグラウンドの利用者からも草刈りの要望を頂いています。そこで伺います。

②今年度のグラウンド等の草刈りの状況は。

通告 6号 丸藤 栄一 議員

3 学校給食費の無償化を

政府の来年度予算案の決定時期が迫っていることを踏まえ、自治体関係者などから意見を聴いたうえで、今月(11月)中旬をめどに制度の概要をまとめる方針との報道がある。

埼玉県では、2025年7月1日時点の保健体育課調べで、63市町村のうち全額公費負担で小学校が12市町村、中学校が12市町村で実施。国の臨時交付金での無償化は小学校が11市町、中学校が12市町で実施。このように何らかの無償化を実施している自治体は74.6%となっている。

9月議会での私の一般質問に対し、町は「文部科学省が2024年12月の公表以降、具体的な内容や検討状況に関する情報は示されていない。今後の情報を注視し、それらに対して速やかに的確な対応ができるよう準備をしていきたい」と答弁があった。そこで、以下について伺う。

(1)政府が示す制度の概要はどのようにになっているのか。

(2)当町としては具体的にどのように取り組んでいくのか。

(3)学校給食には、安心・安全な地元農産物の活用を促進することが大切と考えるがいかがか。

通告 10号 丸山 妙子 議員

1 セクシャルハラスメント対策について

性犯罪が教育現場や職場とあらゆる場所で蔓延している。駅や商業施設での盗撮は以前から報道されている。最近では、学校現場での盗撮画像の共有で7人の逮捕者が出てと大きく報道された。学校や塾においても安心できず、子どもの人権が脅かされている。

人権問題は啓発が大事である。時間がかかるものとずっと言われ続け、社会の意識向上が中々進まない。家庭や地域が一番難しいとも言わってきた。被害の声は表に出づらい。未だ弱い立場の子どもや女性が一日も早く被害に遭わないよう、町の対応や対策について伺う。

(1)学校におけるセクシャルハラスメント防止対策について

- ①児童や生徒、保護者に対しての啓発は。また、教師同士、働く環境ではどんな対策をしているのか。
- ②校舎内の防犯カメラの設置についての考えは。
- ③子どもに係わる全てのボランティアの方に対して、ハラスメント、特にセクシャルハラスメントについての認識をもって活動をしているのか。

通告 11号 佐藤 将行 議員

1 山崎アーチェリー場について

昨年、複数の町民の方々から「アーチェリー場が多くの問題を抱えているが、それを町が長年放置している。何とかならないか。」との相談を受けて1年以上となりました。その後、私が独自に調査を行った上、昨年の12月議会において初めてこの件に関する質問を行ってから、早くも1年が過ぎました。それ以降、町及び宮代町アーチェリー連盟（以下、「連盟」と略します。）との話し合いを何度も行つきました。

本会議においても、担当課からは、町が管理運営等につき連盟に丸投げにしていたことや、町民の利用を排除し、事実上連盟会員の独占的利用状況を許していたこと。さらには、あろうことか町自体が条例違反を長年行い続けていたこと等々につき、今年の3月議会において、担当課長からは様々な問題点を認めた上で、町民に対しての謝罪が行われました。

また、9月議会では、安全面の改善や利用ルールの確立等、来年度当初を目指して町の責任に於いて改善等を行うとの発言もありました。

そこで、9月議会以降の進捗及び来年度に向けての考え方についてお尋ね致します。

通告 12号 合川 泰治 議員

1 運動会の来賓席を保護者に開放できないか

来賓席の設置場所は、絶好の撮影スポットでもあります。競技が始またら開放するなど工夫することで、より意義深い運動会とすることについて町の考え方を伺います。

イ 一般質問の概要について

通告 2号 土渕 保美 議員

1 スポーツフェスティバルについて

今回も好天に恵まれて、スポーツフェスティバルを開催する事が出来ました。今年は、日本で陸上競技の世界選手権をはじめとする多くのスポーツの祭典が繰り広げられ、熱いさなか、選手たちは、私たちに多くの感動を与えてくれたことは、記憶に新しいところであります。また、聴覚障害者によるデフリンピックが開催され、ハンディキャップを乗り越えての姿に勇気をいただいたところでもあります。そこで伺います。

①参加人数、そして過去2年間の指摘や反省点などは、クリアできたのか。

②個人参加の競技が多い中、今年は団体競技の玉入れが導入されたが、その成果は。

通告 3号 鈴木 次男 議員

2 町の雑草等の問題について

宮代町では、特に公園や空き地における雑草の繁茂が問題となっており、町民からの苦情や改善要望が寄せられています。町は年2～3回の除草作業を実施していますが、繁茂の早い場所では対応が追いつかないケースもあります。過去には、町長への手紙で住民から「災害時の避難場所としても使えない」との指摘があり、町長自ら現地確認を実施した経緯があります。

また、今年の町長の手紙にも道路に覆い被さる樹木の対応について町民からの要望が有りました。さらに町のグラウンドの利用者からも草刈りの要望を頂いています。そこで伺います。

②今年度のグラウンド等の草刈りの状況は。

通告 6号 丸藤 栄一 議員

3 学校給食費の無償化を

政府の来年度予算案の決定時期が迫っていることを踏まえ、自治体関係者などから意見を聴いたうえで、今月(11月)中旬をめどに制度の概要をまとめる方針との報道がある。

埼玉県では、2025年7月1日時点の保健体育課調べで、63市町村のうち全額公費負担で小学校が12市町村、中学校が12市町村で実施。国の臨時交付金での無償化は小学校が11市町、中学校が12市町で実施。このように何らかの無償化を実施している自治体は74.6%となっている。

9月議会での私の一般質問に対し、町は「文部科学省が2024年12月の公表以降、具体的な内容や検討状況に関する情報は示されていない。今後の情報を注視し、それらに対して速やかに的確な対応ができるよう準備をしていきたい」と答弁があった。そこで、以下について伺う。

(1)政府が示す制度の概要はどのようにになっているのか。

(2)当町としては具体的にどのように取り組んでいくのか。

(3)学校給食には、安心・安全な地元農産物の活用を促進することが大切と考えるがいかがか。

通告 10号 丸山 妙子 議員

1 セクシャルハラスメント対策について

性犯罪が教育現場や職場とあらゆる場所で蔓延している。駅や商業施設での盗撮は以前から報道されている。最近では、学校現場での盗撮画像の共有で7人の逮捕者が出てと大きく報道された。学校や塾においても安心できず、子どもの人権が脅かされている。

人権問題は啓発が大事である。時間がかかるものとずっと言われ続け、社会の意識向上が中々進まない。家庭や地域が一番難しいとも言わってきた。被害の声は表に出づらい。未だ弱い立場の子どもや女性が一日も早く被害に遭わないよう、町の対応や対策について伺う。

(1)学校におけるセクシャルハラスメント防止対策について

- ①児童や生徒、保護者に対しての啓発は。また、教師同士、働く環境ではどんな対策をしているのか。
- ②校舎内の防犯カメラの設置についての考えは。
- ③子どもに係わる全てのボランティアの方に対して、ハラスメント、特にセクシャルハラスメントについての認識をもって活動をしているのか。

通告 11号 佐藤 将行 議員

1 山崎アーチェリー場について

昨年、複数の町民の方々から「アーチェリー場が多くの問題を抱えているが、それを町が長年放置している。何とかならないか。」との相談を受けて1年以上となりました。その後、私が独自に調査を行った上、昨年の12月議会において初めてこの件に関する質問を行ってから、早くも1年が過ぎました。それ以降、町及び宮代町アーチェリー連盟（以下、「連盟」と略します。）との話し合いを何度も行つきました。

本会議においても、担当課からは、町が管理運営等につき連盟に丸投げにしていたことや、町民の利用を排除し、事実上連盟会員の独占的利用状況を許していたこと。さらには、あろうことか町自体が条例違反を長年行い続けていたこと等々につき、今年の3月議会において、担当課長からは様々な問題点を認めた上で、町民に対しての謝罪が行われました。

また、9月議会では、安全面の改善や利用ルールの確立等、来年度当初を目指して町の責任に於いて改善等を行うとの発言もありました。

そこで、9月議会以降の進捗及び来年度に向けての考え方についてお尋ね致します。

通告 12号 合川 泰治 議員

1 運動会の来賓席を保護者に開放できないか

来賓席の設置場所は、絶好の撮影スポットでもあります。競技が始またら開放するなど工夫することで、より意義深い運動会とすることについて町の考え方を伺います。

(2) 学校教育関係について

ア 1月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 ／ 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日（木）	元日	元日
2日（金）		
3日（土）		
4日（日）		
5日（月）		
6日（火）		
7日（水）	冬季休業日終了（小）	冬季休業日終了（中）
8日（木）	始業式 一斉下校（小）	始業式 避難訓練（百・前） ふれあいデー（前）
9日（金）	給食開始（小） 教育相談日（須）	給食開始（中）
10日（土）		
11日（日）		
12日（月）	成人の日	成人の日
13日（火）	防災週間シェイクアウト訓練（～ 16日）（須） 避難訓練（東・笠）	
14日（水）	教育相談日（笠）	
15日（木）	ベネッセ学力調査（須）	学校運営協議会（須）
16日（金）	6年地域学校保健委員会（須） 避難訓練（百） ノー残業デー（百）	須賀小中地域学校保健委員会（須） スキー教室事前指導（前）
17日（土）		
18日（日）		スキー教室（1年）（～20日）（前）
19日（月）		

20日(火)		
21日(水)	ふれあいデー(百・東・笠) 校内授業研究会(須) 教育相談日(東)	ふれあいデー(須) 1年振替休日(前)
22日(木)	教育相談日(百)	私立高校入試中心日(中) 講演会(百) ふれあいデー(百)
23日(金)	教育相談日(須) ふれあいデー(須) 校内授業研究会(東)	私立高校入試中心日(中)
24日(土)		
25日(日)		
26日(月)		スキー教室事前指導(百)
27日(火)	入学説明会(須) 学校保健委員会(須) 校内長縄大会(百)	公立入試出願入力(~2/10)(中) 1年スキー教室(~29日)(百)
28日(水)	入学説明会(百)	冬季自然体験教室(~30日)(須)
29日(木)	クラブ見学(百)	
30日(金)	PTA環境整備委員会(百) ノー残業デー(百)	2年東京校外学習(須)
31日(土)		

イ 1月の事業予定について(教育委員会)

日付	内容	場所
10日(土)	宮代冬の江戸の日	各家庭
15日(木)	第3回就学支援委員会	役場202会議室
22日(木)	I C T活用法研修会	オンライン

(3) 生涯学習関係

ア 1月（後半）の事業予定（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
1月17日（土） 14:00～16:00	<p>大人のスポーツフィールド</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容 ピックルボール、ミニテニス ●対象 町内在住・在勤・在学の小学4年生以上20人 ●参加費 100円 	ぐるる宮代 サブアリーナ
1月20日（火） 10:00～11:30	<p>みやしろ大学 第4回（全5回）</p> <p>■シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通して、生きがいや仲間づくり、地域での活躍のきっかけとしていただくことを目的に開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講義 「身の回りの音について考えてみよう」 ●講師 日本工業大学 基幹工学部 大田健紘准教授 	進修館大ホール
1月24日（土） 9:20～15:00	<p>彩の国21世紀郷土かるた 宮代大会</p> <p>■郷土埼玉が育てた人物や美しい自然・文化や産物を心に描きながらカルタ（個人戦及び団体戦）を楽しみます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 町内の小学生 <p>※優勝者は県大会の出場権取得</p>	進修館大ホール
1月31日（土） 14:00～16:00	<p>あそびと運動</p> <p>■子供たちがさまざまなスポーツ種目を体験することで、スポーツの楽しさと基本を知るとともに、一人ひとりが自分にあったスポーツや興味の持てるスポーツに出会うことを目的としたスポーツ体験イベントです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容 モルック ●対象 町内の小学生30人 ●参加費 100円 	ぐるる宮代 サブアリーナ

議案第24号

宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室実施要綱の制定について

別紙のとおり、宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室実施要綱を制定することについて、議決を求める。

令和7年12月18日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提案理由

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140号及び第141条の規定に基づき、宮代町立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に対して、通級による指導を行う、宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室を設置するため、この案を提出するものである。

宮教委告示第13号

宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室実施要綱を次のように定める。

令和7年12月18日

宮代町教育委員会教育長

宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室実施要綱

令和7年 月 日 宮代町教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140号及び第141号の規定に基づき、宮代町立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に対して、通級による指導を行う場合の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の指導を行うため、宮代町発達障害・情緒障害通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）を設置する。

2 前項の通級指導教室の設置校（以下「通級指導校」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

設置校 宮代町立百間小学校
名 称 なかよしサポート教室
住 所 宮代町西原261番地

(通級指導校の通知等)

第3条 校長は、児童又は生徒の保護者から通級指導教室通級願（様式第1号）が提出されたときは、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、通級指導願（様式第2号）を添えて提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の届けのあった児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせが必要なものを含む。）について、通級による指導を受けさせることが適當と認めるときは、通級による指導の実施について（様式第3号）により、当該児童又は生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長及び通級指導校の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会は、あらかじめ宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）等の意見を聞くものとする。

4 教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級による指導の実施について（様式第4号）により、通級指導を受ける児童生徒の保護者に通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第4条 在籍校及び通級指導校の校長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、通級による指導の指導時間等について（様式第5号）、在籍校の校長及び保護者に通知するものとする。

3 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、通級による指導に係る特別の教育課程について（様式第6号）により当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を、教育委員会に届け出るものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 在籍校の校長は、通級による指導を受けている児童又は生徒について、保護者の意向及び通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、教育委員会に対し、通級による指導終了意見書（様式第7号）により届け出るものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、通級による指導の終了について（様式第8号）により、在籍校の校長及び通級指導校の校長に通知するものとする。

- 3 教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級による指導の終了について（様式第9号）により、児童又は生徒の保護者に通知するものとする。
- 4 前項の通知に当たっては、教育委員会は、あらかじめ就学支援委員会等の意見を聴くものとする。

（他市町教育委員会からの通級指導の申入れ）

第6条 他市町教育委員会からの通級指導の申入れに関しては、当該市町教育委員会と協議した上で、取り扱うものとする。

- 2 協議により、他市町から通級指導教室に入級させる場合は、当該市町教育委員会は、当該市町教育委員会における必要な手続きに係る書類等の写し、意見書を添えて通級指導願（様式第10号）を教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、通級による指導を受けさせることが適當と認めるときは、通級による指導を受ける児童又は生徒の在籍校等について（様式第11号）により通級指導の申し入れのあった市町教育委員会に通知するものとする。
- 4 通級指導校の校長は、通級による指導の指導時間等について（様式第5号）により、在籍校の校長に通知するものとする。
- 5 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒の通級による指導に係る特別の教育課程編成し、通級による指導に係る特別の教育課程について（様式第6号）により、当該市町教育委員会を経由し、教育委員会に届け出るものとする。

（委任）

第7条 その他、他の小学校等において通級により指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

宮代町教育委員会教育長 様

保護者氏名

通級指導教室通級願

下記の者を宮代町立百間小学校の「なかよしサポート教室」で指導を受けさせたいので、通級できるようお願いします。

記

1 保護者氏名

2 保護者住所

電話番号（ ）

3 児童生徒氏名及び学年等

宮代町立 学校 年 組

氏名

生年月日 年 月 日 生

4 その他 なお通級が決定した場合、通級指導教室への送り迎えは保護者が行います。

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

宮代町教育委員会教育長 様

(在籍校) 長

通 級 指 導 願

下記の者から、通級指導教室通級願が提出されましたので、宮代町立百間小学校の「なかよしサポート教室」への通級をお願いします。

記

1 保護者氏名

2 保護者住所

電話番号 ()

3 児童生徒氏名及び学年

氏　　名 _____ (　　年)

生年月日 _____ 年　月　日 生

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

(在籍校又は通級指導校) 長 様

宮代町教育委員会

通級による指導の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

なお、必要な事務手続を取るようお願いします。

記

児童生徒名	学年・組	生年月日	在籍校	通級指導校	備 考

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（保護者氏名） 様

宮代町教育委員会

通級による指導の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

1 児童生徒名

2 学 年 第 学 年

3 在籍校 立 学校

4 通級指導校 宮代町立百間小学校

様式第5号（第4条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

（通級指導校）校長

通級による指導の指導時間等について（通知）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 児童生徒名及び学年 (第 学年)

2 指導開始年月日 年 月 日

3 指導時間 曜日 時 分 ~ 時 分
曜日 時 分 ~ 時 分

なお、指導時間は都合により変更することがあります。

4 通級指導教室の種別 発達障害・情緒障害通級指導教室

様式第6号（第4条、第6条関係）

第 号
年 月 日

宮代教育委員会教育長 様

（在籍校）長

通級による指導に係る特別の教育課程について（届）

のことについて、下記のとおりお届けします。

記

1 児童生徒名及び学年等 第 学年 組

2 通級指導校 宮代町立百間小学校

3 通級指導教室の種別 発達障害・情緒障害通級指導教室

4 特別の教育課程 別添のとおり

※通級による指導に係る特別の教育課程については、別添を参照する。

第 号

年 月 日

宮代教育委員会教育長 様

（在籍校）長

通級による指導終了意見書

下記の児童生徒に対する通級による指導を終了したいので、意見書を提出します。

記

1 児童生徒名及び学年等 第 学年 組

2 学校名

3 通級指導校 宮代町立百間小学校

4 通級開始日 年 月 日

5 通級終了予定日 年 月 日

6 保護者の意向

7 在籍校長の意向

※通級による指導に係る特別の教育課程については、別添を参照する。

様式第8号（第5条関係）

第 号
年 月 日

宮代町立百間小学校長 様
長 様

宮代町教育委員会

通級による指導の終了について（通知）

下記のとおり、通級による指導を終了しますので、お知らせします。

記

児童生徒名	学年	生年月日	在籍校	通級指導校	指導終了年月日

様式第9号（第5条関係）

第 号

年 月 日

(保護者氏名) 様

宮代町教育委員会

通級による指導の終了について（通知）

下記のとおり、通級による指導を終了しますので、お知らせします。

記

1 児童生徒名

2 学年 第 学 年

3 通級指導校 宮代町立百間小学校

4 在籍校

様式第10号（第6条関係）

第 号
年 月 日

宮代町教育委員会教育長 様

市町教育委員会教育長

通級指導願

下記の者について、宮代町通級指導教室（発達障害・情緒障害）への通級をお願いします。

記

1 児童生徒名（生年月日）
(年 月 日)

2 学年 第 学 年

3 保護者氏名

4 保護者住所 〒

5 在籍校

第 号
年 月 日

(○○) 教育委員会教育長 様

宮代町教育委員会

通級による指導を受ける児童生徒の在籍校等について（通知）

この度、下記の者が、通級指導校において通級による指導を受けることとなりましたので、御配慮くださるようお願いします。

記

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 児童生徒名及び学年等 | 第 学年 組 |
| | 生年月日 年 月 日 生 |
| 2 保護者氏名 | |
| 3 保護者住所 | 〒 |
| 4 在籍校 | |
| 5 通級指導校 | 宮代町立百間小学校 |